

## 募集要項p8 11. 申請書類等（15）の変更について

### ①文言を追加

### ②①に伴い（16）以降の体裁にずれ

- (8) 印鑑証明書
- (9) 市税に滞納がない証明書（直近1年分、納税義務がない場合はその申立書）
- (10) 消費税及び地方消費税に滞納がないことを証明する書類（税務署納税証明書）
- (11) 役員又はこれに準ずる者の身分証明書（本籍地の市区町村が発行する、法律行為を行う能力を有しない者でないことを証するもの）
- (12) 直近の事業年度の人員表（各決算期末の常勤役員数、常勤従業員数、非常勤従業員数（パートタイマー、アルバイト））
- (13) 団体概要書（様式任意）
- (14) 確約書（役員が手続条例第4条第1項第4号の規定に抵触しない者であることを確約する書類）

- (15) 同種又は類似施設の管理運営実績がわかる書類
  - ア 都市公園又は類似施設の管理実績の有無
  - イ（アがある場合）管理した施設数、管理期間、行為許可業務の実績
  - ウ 体育施設又は類似施設の管理実績の有無
  - エ（ウがある場合）管理した施設数と施設の種類、管理期間
  - オ（屋内体育施設の管理実績がある場合）大規模空調設備の管理実績の有無

- (16) その他市長が必要と認める書類

## 12. 選定の基準

手続条例第4条第1項に則り、以下の基準で選定します。

なお、審査における評価項目と配点は別表3「本庄市都市公園及び体育施設指定管理者候補者選定審査評価基準表」のとおりです。

- (1) 事業計画書による本施設の運営が、利用対象者の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、本施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

### 13. 選定の方法

- (1) 指定管理者の選定にあたっては、本庄市公の施設指定管理者選定委員会設置要綱（平成20年本庄市告示第243号の2）に基づき設置された本庄市公の施設指定管理者選定委員会において、前項の選定の基準に基づいて行います。

選考にあたっては、事業計画の実施に要する費用、効果、当該事業計画に沿って施設を管理する能力等を面接審査などにより総合的に評価して選考し、順位1位の者を指定管理者の候補者として選定します。

なお、総合評価の判断基準として点数制を採用しますが、審査の結果、該当者なしとする場合もあります。

- (2) 審査の手続

ア 申請書類の確認

申請書類については、本庄市都市整備部都市計画課・本庄市教育委員会スポーツ推進課で書類確認を行います。

イ 書類審査（一次審査）

申請書類により、選定委員会で書類審査を実施します。

なお、書類審査により、上位5位までの者が面接審査に参加することができます。

ウ 面接審査（二次審査）

選定委員会により書類審査の上位5位までの者の面接審査を10月上旬に実施します。

面接審査では、プレゼンテーションを行っていただきます。プレゼンテーションには各団体3名以内の出席が可能です。

エ 候補者の選定

面接審査終了後、順位1位の者を指定管理者の候補者として選定します。

- ※ 応募者が少数の場合、書類審査とプレゼンテーションを同時に行う場合があります。